

保険医年金

税理士 嶋 賢治

所得などと合算して課税されます。従って、所得が高い時期には全額の一時金受取は勧められません。

ただ、配当金部分Ⅱ入金するお金（それまでにかけたお金）には年間50万円の特別控除がありますので、その金額が50万円以内の場合は課税されません。その金額が50万円を超える場合は、50万円を差し引いた残りの2分の1が課税対象となります。

会員の先生の高齢化に伴い、これまでの保険医年金をどうしたのかという相談を受けます。保険医年金は一時金として受け取った場合、利息相当分が「一時所得」となり、他の医業

なかには「税金を払いたくない」という理由で、配当金が50万円に達しないうちに解約を繰り返す方もいらっしゃいます。この保険医年金は経過年数が

大きくなるほど配当率が良くなりますから、必要な時に、必要な額の口数だけを減額して受け取り、残りは多少税金を払うことになってもかけ続けていた方が有利です。また収入がダウンしてきた場合も、全口の解約でなく、かけられる範囲の金額までの口数の減額で対処されたらいかがでしょうか。

受け取り方として、一時金で一部を先に受け取り、残りを年金で受給することもできます（ただし、加入者が生存中に受け取る場合に限りです）。

いずれの場合も、引退の時期やその後の生活をもとにするか

を考慮して決めることが大切です。

次に先生が死亡した場合、あらかじめ指定された遺族受取人が、遺族一時金か遺族年金かのいずれかを受給できます。

遺族一時金として受け取る場合は、受け取った総額が生命保険金とみなされ、相続税の課税対象となります。この場合は、受取人が相続人であれば法定相続人一人につき500万円が控除されます。

遺族年金として受け取る場合は、まず「遺族一時金」相当額が相続財産とみなされ相続税の課税対象となります。この場合も受取人が法定相続人であれば

上記と同じ生命保険の非課税制度の対象になります。

その後年金は雑所得として毎年の所得税の対象となりますが、相続税の対象となった部分は課税されず、それ以外の利息相当部分（その後の運用益部分）に課税されますので、額的には大した金額にはなりません。

なお、年金受給中の死亡については非課税限度額の適用はありませんのでご注意ください。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vdro.gr.jp/one_point/